

第 726 号 ( 平 成 21 年 3 月 5 日 発 行 )	発 行 日 5 日 、 15 日 、 25 日
<h1>横 浜 市 報</h1>	発 行 所
	横 浜 市 役 所
	横 浜 市 中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地

目 次

	頁
<b>[ 条 例 ]</b>	
△ 横浜市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例【健康福祉局介護保険課】	4
△ 横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部を改正する条例【行政運営調整局職員課】	5
△ 横浜市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例【市民活力推進局市民情報室】	6
△ 横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例【健康福祉局医療援助課】	7
△ 横浜市福祉授産所条例の一部を改正する条例【健康福祉局障害支援課】	8
△ 横浜市下水道条例の一部を改正する条例【環境創造局規制指導課】	9
△ 横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例【地球温暖化対策事業本部地球温暖化対策課】	12
△ 横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例の一部を改正する条例【経済観光局誘致・国際経済課】	16
△ 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例【まちづくり調整局建築企画課】	23
△ 横浜市立図書館条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局総務課】	29
△ 横浜市立学校条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局学校計画課】	31
△ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う横浜市市税条例の臨時特例に関する条例等の一部を改正する等の条例【行政運営調整局行政システム改革課】	32
△ 横浜市在宅心身障害者手当支給条例を廃止する条例【健康福祉局障害福祉課】	35
△ 横浜市身体障害者更生授産所条例を廃止する条例【健康福祉局障害支援課】	36
<b>[ 規 則 ]</b>	
△ 横浜市補助金等の交付に関する規則の一部を改正する規則【行政運営調整局財政課】	37
△ 横浜市公園条例施行規則の一部を改正する規則【環境創造局水・緑管理課】	40
△ 横浜市土木事務所長委任規則の一部を改正する規則【道路局管理課】	41
△ 横浜市金沢地先埋立地移転企業に係る固定資産税、特別土地保有税及び事業所税の免除に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則【行政運営調整局税制課】	42
△ 横浜市奨学条例施行規則を廃止する規則【教育委員会事務局高等学校教育課】	44
<b>[ 告 示 ]</b>	
△ 固定資産税（土地・家屋）に係る価格等縦覧帳簿の縦覧【行政運営調整局固定資産税課】	45
△ 喫煙禁止地区の区域の変更【資源循環局減量・美化推進課】	46
△ 車両制限令第 3 条第 1 項第 2 号イの規定に基づく道路の指定【道路局管理課】	50
△ 車両制限令第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づく道路の指定及び同令第 10 条第 1 項に定める通行方法の告示【道路局管理課】	51
△ 電線共同溝を整備すべき道路の指定【道路局管理課】	52
△ 横浜市港湾施設使用条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局資産運用課】	53
<b>[ 公 告 ]</b>	

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 5 日

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例第 7 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する  
条例

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 141 条の 8」を「第 141 条の 13」に、  
「第 2 節 フロン類の排出の抑制（第 146 条）」を  
「第 2 節 フロン類の排出の抑制（第 146 条）  
第 3 節 再生可能エネルギーの導入（第 146 条の 2  
- 第 146 条の 4）」

に改める。

第 141 条の 8 中「又は第 141 条の 6 第 1 項」を「、第 141 条の 7 第 1 項又は第 141 条の 10」に改め、同条に次の 1 項を加え、第 9 章の 2 中同条を第 141 条の 13 とする。

2 市長は、販売等建築主等が正当な理由がなく前条第 2 項の規定による指導及び助言に従わず、かつ、第 141 条の 9 第 1 項又は第 2 項の規定による表示が表示基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該販売等建築主等に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第 141 条の 7 に次の 1 項を加え、同条を第 141 条の 12 とする。

2 市長は、販売等建築主等に対し、当該販売等建築物について第 141 条の 9 第 1 項若しくは第 2 項の規定による表示又は前条の規定による説明の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該販売等建築物の建築物環境性能表示又は当該販売等建築物に係る環境性能の内容の説明に係る事項について、必要な指導及び助言を行うことができる。

第 141 条の 6 第 1 項中「特定建築物」を「当該特定建築物」に、「前条第 1 項」を「第 141 条の 5 第 1 項」に改め、同条を第 141 条の 7 とし、同条の次に次の 4 条を加える。

（建築物環境性能表示基準の設定等）

第 141 条の 8 市長は、特定建築物のうち、その用途に供する部分の全部又は一部を販売又は賃貸を目的として建築する建築物（以下「販売等建築物」という。）に関する環境への配慮に係る性能（以下「環境性能」という。）の評価を表記した標章（以下「建築物環境性能表示」という。）の表示の方法その他の事項に関する基準（以下「表示基準」という。）を定めるものとする。

2 市長は、表示基準を定め、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

(販売等建築主等による建築物環境性能表示の表示等)

第141条の9 建築物環境配慮計画を届け出た者のうち販売等建築物(平成22年4月1日以後に建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知をしようとするものに限る。)の建築をしようとする者(以下「販売等建築主」という。)は、当該販売等建築物の販売又は賃貸を目的とした規則で定める広告をしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中に建築物環境性能表示を表示しなければならない。

2 販売等建築主は、他人に販売等建築物の販売若しくは賃貸又はそれらの媒介又は代理の委託を行った場合において、当該販売若しくは賃貸又はそれらの媒介又は代理の委託を受けた者(以下「販売等受託者」という。)が販売等建築物の用途に供する部分の販売又は賃貸を目的とした規則で定める広告をしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中に当該販売等受託者をして建築物環境性能表示を表示させなければならない。

3 前項の場合において、販売等受託者は、同項の規定による表示に協力しなければならない。

(販売等建築主による建築物環境性能表示の表示の届出)

第141条の10 販売等建築主は、最初に表示基準に基づき建築物環境性能表示の表示をし、又は販売等受託者をして表示をさせるときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。建築物環境性能表示の内容に変更が生じた場合において、最初に当該変更後の建築物環境性能表示の表示をし、又は販売等受託者をして表示をさせるときも同様とする。

(販売等建築主等による環境性能の説明)

第141条の11 販売等建築主及び販売等受託者(以下「販売等建築主等」という。)は、販売等建築物の用途に供する部分の販売又は賃貸をしようとするときは、当該販売等建築物の用途に供する部分の購入又は賃借をしようとする者に対し、当該販売等建築物に係る環境性能の内容を説明するよう努めなければならない。

第141条の5の次に次の1条を加える。

(建築の中止の届出等)

第141条の6 第141条の4第1項の規定により建築物環境配慮計画を届け出た者は、当該特定建築物の建築(前条第1項の規定による届出に係る変更後の建築を含む。)を中止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

第 144 条第 1 項中「事業所として規則で定めるものを設置し、又は管理している者」を「者で規則で定めるもの」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の 2 項を加える。

4 市長は、地球温暖化対策事業者から地球温暖化対策計画が提出されたとき、又は第 2 項の規定により地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告がされたときは、規則で定めるところにより、速やかに、その内容を公表するものとする。

5 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策事業者以外の者に対し、地球温暖化を防止する対策の実施に関する協力を求めることができる。

第 144 条の次に次の 3 条を加える。

(地球温暖化対策計画の評価及び表彰)

第 144 条の 2 市長は、前条第 1 項又は第 2 項の規定による計画又は報告の提出があったときは、その内容について、第 143 条の温室効果ガスの排出の抑制に関する指針に基づき評価するものとする。

2 市長は、前項の規定による評価をしたときは、規則で定めるところにより、その評価の内容を地球温暖化対策事業者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による評価において、専門的知識を有する者の意見を聴き、温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標、当該措置の実施状況又は当該目標の達成状況等が優良であると認める地球温暖化対策事業者について、規則で定めるところにより、その評価の内容を公表するものとする。

4 市長は、前条第 2 項の規定による報告に基づき、温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施状況又は目標の達成状況等が特に優良であると認める地球温暖化対策事業者について、表彰することができる。

(非該当の届出)

第 144 条の 3 地球温暖化対策事業者に該当しなくなった者は、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(地球温暖化対策事業者以外の者による地球温暖化対策計画の提出等)

第 144 条の 4 地球温暖化対策事業者以外の者は、第 143 条の温室効果ガスの排出の抑制に関する指針に基づき、地球温暖化対策計画を作成し、市長に提出することができる。

2 市長は、前項の場合において、規則で定めるところにより、提

出された計画の内容を公表するものとする。

第145条第1項中「、地球温暖化対策事業者に対し」を削り、「の作成及び実施について」を「を作成し、及び実施しようとする者に対し」に改め、同条第2項中「前条第2項」を「第144条第2項」に改める。

第10章に次の1節を加える。

### 第3節 再生可能エネルギーの導入

(再生可能エネルギーの導入の検討及び報告)

第146条の2 規則で定める建築物の建築をしようとする者は、再生可能エネルギー(太陽光、太陽熱その他規則で定めるエネルギーをいう。以下同じ。)の導入を検討し、規則で定めるところにより、その検討の結果を市長に報告しなければならない。

(住宅を展示する者の責務)

第146条の3 規則で定める方法により住宅を展示する者は、再生可能エネルギーの導入に関する情報の提供に努めなければならない。

(エネルギー供給事業者による情報の提供)

第146条の4 市長は、規則で定めるエネルギーの供給を行う者に対し、地球温暖化を防止する対策を推進するため、市内に供給するエネルギーに関する情報の提供を求めることができる。

第156条第1項中「第141条の8」を「第141条の13」に改める。

### 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。